

公益社団法人全国市有物件災害共済会監事監査規程

平成24年11月2日制定

平成27年1月23日一部改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、法令及び定款に定めるもののほか、公益社団法人全国市有物件災害共済会（以下「本会」という。）の監事の監査に関する基本的な事項を定めることとする。

(基本理念)

第2条 監事は、本会の機関として、理事との相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、本会の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(監事の職務)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査し、理事の職務執行に適法性を欠く事実又はそのおそれのある事実若しくは著しく不当な事実を発見したときは、理事会に対し必要な勧告又は助言を行わなければならない。

(業務及び財産調査権)

第4条 監事は、いつでも、理事及び事務局（公益社団法人全国市有物件災害共済会事務局設置規程（以下「事務局設置規程」という。）第2条第1項に規定する事務局をいう。）に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事等の協力)

第5条 監事が、前条に規定する事業の報告を求め又は本会の業務及び財産の状況の調査を行う場合は、理事又は事務局の責任者（事務局設置規程第3条第3項に規定する部長又は地区事務局長をいう。）は、これに協力するものとする。

第2章 監査の実施

(監査計画)

第6条 監事は、本会の事業計画を勘案の上、当該年度中に行うべき監査の実施計画を作成するものとする。

(監査事項)

第7条 監事は、次の各号に掲げる事項の調査、閲覧、立会、報告の聴取等により、監査を行うものとする。

(1) 決裁文書等重要な文書

- (2) 重要又は異常な取引、債権の保全、回収及び債務の負担
- (3) 本会と理事との競合取引又は利益相反取引
- (4) 財産の状況
- (5) 会計監査人の監査計画、監査状況及び意見
- (6) 会計監査人から提出を受けた会計監査報告その他監査に関する報告
- (7) 決算方針及び決算期の計算書類等
- (8) 総会に提出すべき議案及び書類
- (9) その他監事が監査上必要とする事項

(理事会等への出席)

第8条 監事は、総会、理事会及びその他の重要な会議に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

(内部統制部門との関係等)

第9条 監事は、常に代表理事を補助する内部統制部門（公益社団法人全国市有物件災害共済会コンプライアンス規程に定めるコンプライアンス委員会、公益社団法人全国市有物件災害共済会公益通報者の保護に関する規程に定める公益通報窓口、及びこれらの事務を取り扱う事務局をいう。）との関係を保ち、その監査を活用し、監査効率の向上に努めるものとする。内部統制部門は、監事より特定事項の調査につき協力を求められたときは、これに協力するものとする。

(会計監査人との関係等)

第10条 監事は、会計監査人との密接な関係を保ち、会計監査人から会計監査結果について報告を求めるとともに、これを活用して自らの監査結果の達成に努めるものとする。

2 監事は、必要に応じ、会計監査人と相互に監査計画、監査結果等について調整を図るものとする。

第3章 監事の意見陳述等

(理事会に対する意見陳述義務等)

第11条 監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令及び定款に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は著しく不当であると認めたときは、理事会に意見を述べなければならない。

2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求し、又は自ら理事会を招集することができる。

3 監事は、業務の執行に当たり本会の業務の適正な運営・合理化等又は本会の諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対し、意見を述べることができる。

(差止請求)

第 12 条 監事は、理事が本会の目的外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、これにより本会に著しい損害が生ずるおそれがある場合には、その理事に対し、その行為の差止めを請求する。

(理事等の報告義務に対する措置)

第 13 条 監事は、次のいずれかの報告を受けた場合には、必要に応じて調査を行い、助言又は勧告等の適切な措置を講じるものとする。

- (1) 理事から、本会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した旨の報告
- (2) 会計監査人から、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した旨の報告

(会計方針等に関する意見)

第 14 条 監事は、理事会が会計方針及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、あらかじめ変更理由について理事長に報告を求めるものとする。

2 監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について問題があれば、理事長に意見を述べるものとする。

(総会への報告)

第 15 条 監事は、理事会が総会に提出する議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反する事項又は著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を総会に報告する。

(総会における説明義務)

第 16 条 監事は、総会において、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、議長の議事運営に従い説明するものとする。

(監事の任免・報酬に関する総会における意見陳述)

第 17 条 監事は、その選任、解任及び報酬について、総会において意見を述べることができる。

第 4 章 監査の報告

(計算書類等の監査)

第 18 条 監事は、理事長から事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。

(会計監査人からの報告の監査)

第 19 条 監事は、会計監査人から計算書類及びこの附属明細書並びに会計監査報告を受

領し、これらの書類について監査事項を監査する。

(監査報告)

第 20 条 監事は、日常の監査を踏まえ、第 18 条及び前条の監査の終了後、法令の定めに従って監査報告を作成しなければならない。監事間において異なる意見がある場合には、それぞれの監事の意見を監査報告に記載するものとする。

- 2 前項の監査報告には、作成年月日を記載し、監事は、これに記名押印するものとする。
- 3 監事は、前項の監査報告を理事長に提出する。

第 5 章 雑則

(監査の費用)

第 21 条 監事は、職務執行のため必要と認める費用を本会に請求することができる。

(監査補助員)

第 22 条 監事の職務執行の補助機関として、監査補助員を置き、職員（事務局設置規程第 3 条第 1 項に規定する職員をいう。）をもって充てる。

- 2 前項の監査補助員に関する事項（監査補助員の身分取扱、監査補助員の組織、監事の職務権限に係る監査補助員の専決その他監査補助員の職務権限に関する事項をいう。）については、監事の合議によって定める。ただし、監査補助員の任免に関する事項は、あらかじめ監事と常務理事とが協議して定めるものとする。
- 3 監事及び常務理事は、第 1 項の補助機関としての機能が損なわれない限りにおいて、双方の合意により、監査補助員に対して代表理事の職務の補助をさせることができる。

(改廃)

第 23 条 この規程の改廃は、監事全員の合意によって行い、理事会に報告する。

(細則)

第 24 条 この規程の施行について必要な事項は、監事全員の合意により定め、代表理事（代表理事の任務分担の後は、理事長）に報告する。

附 則

この規程は、制定の日から施行し、公益社団法人全国市有物件災害共済会の設立の登記の日から適用する。（設立の登記の日平成 24 年 11 月 1 日）

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。